愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基

づく事務の範囲を定める規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成28年2月8日提出

教育長 野村 道朗

説明

この案を提出するのは、愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に伴い必要があるからである。

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく 事務の範囲を定める規則の一部改正の概要

1 改正の概要・理由

愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に伴う規定の整理

愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正

(平成27年12月22日公布・平成28年4月1日施行)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則に基づく、専修学校に在学する対象生徒の受給資格の認定、消滅や差止、並びに収入状況の確認事務等について、豊橋市及び岩倉市を移譲先とし、別表中に項目を追加する。

2 改正の内容

引用条項の項ずれに伴う規定の整理 「別表十一の項」を「別表十二の項」に改めるもの

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

玄 副

二の項(三)」に改め、同表四の項中「別表十一の項(四)」を「別表十二の項(四)」に改める。一の項(二)」を「別表十二の頃(二)」に改め、同表三の項中「別表十一の項(三)」を「別表十四項(一)」を「別表十二の項(一)」に改め、同表二の項中「別表十]の項中「別表十二の項(一)」に改め、同表二の項中「別表十別(平成十二年愛知県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規

る規則の一部を改正する規則

20記型の一切を女性ない。 愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定め受知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会委員長 佐 藤 元 英

平成二十八年 月 日

則の一部を改正する規則をここに公布する。愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規

旧

以下「条例」という。)別表の上欄に掲げる人事委員会規則に基づく事務で とに、同表の下欄に掲げるとおりとする あって、別に教育委員会規則で定めるものは、 愛知県教育委員会事務処理特例条例 (平成十二年愛知県条例第十八号 別表の上欄に掲げる事務ご

別表

手当の支給及び返納に関し必要十一条第八項の規定により通勤する職員の給与に関する条例第三 条例別表十一の項(三)に規定	規則で定めるもの	で定めるもの で定めるもの で定めるもの 別に教育委員会規則 がる人事委員会規則に基づく事 当の支給に関し必要な事項を定 当の支給に関し必要な事項を定 が 条第五項の規定により扶養手 で定めるもの に関する条例第
略	略	略

を定める人事委員会規則に基づ

く事務であって、別に教育委員会

規則で定めるもの

居手当の支給に関し必要な事項九条の五第三項の規定により住

する職員の給与に関する条例第

条例別表十二の項(二)に規定

略

める人事委員会規則に基づく事 当の支給に関し必要な事項を定 九条第五項の規定により扶養手 する職員の給与に関する条例第

条例別表十一の項(一)に規定

略

務であって、別に教育委員会規則

で定めるもの

する職員の給与に関する条例第

条例別表十二の項(三)に規定

略

手当の支給及び返納に関し必要 十一条第八項の規定により通勤

> あって、別に教育委員会規則で定めるものは、 以下「条例」という。) 別表の上欄に掲げる人事委員会規則に基づく事務で とに、同表の下欄に掲げるとおりとする。 愛知県教育委員会事務処理特例条例(平成十二年愛知県条例第十八号。 別表の上欄に掲げる事務ご